

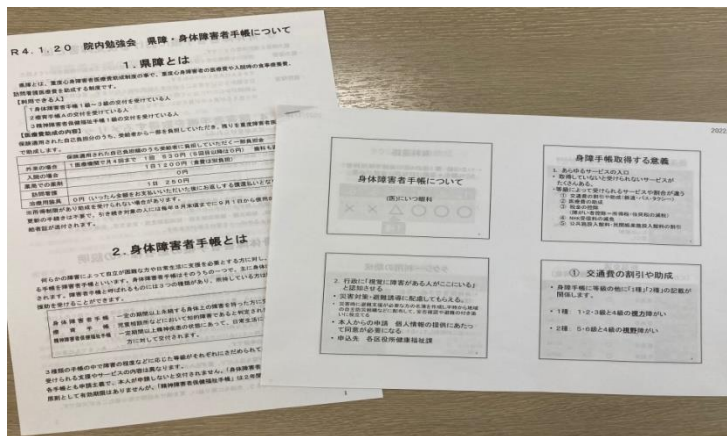
# 院内勉強会

県障 身体障害者手帳について

にいつ眼科院内勉強会 2022.1.20

# はじめに

『県障』『身体障害者手帳』について、医事科担当で勉強会を行いました。



「県障」とは

重度心身障害者医療費助成制度の事で、  
重度心身障害者の医療費や入院時の食費、  
訪問看護医療費を助成する制度です。

[利用できる人]

1. **身体障害者手帳1~3級**の交付を受けている人
- 2.療育手帳Aの交付を受けている人
- 3.精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人

## [医療費助成の内容]（歯科も適用）

外来受診 1ヶ所の医療機関 4回まで**530円**  
5回目以降は0円

**薬局** **0円**

訪問看護 1回250円

\* 所得制限があり、高所得の方は受けられない場合があります。

\* 更新不要 9月に受給者証が送付されます。

## [身体障害者手帳]

身体の障がいによって、自立が困難な方や日常生活に支援を必要とする方に対し、申請に基づいて、交付される手帳です。

自立の困難さに応じて、等級が定められており、その等級に応じて、受けられる支援やサービス内容が異なります。

## [身体障害者手帳]

- 身体障害者手帳の視覚障がいには、『視力障がい』と『視野障がい』があります。
- 1級から6級まで定められています。

## [メリット]

- 1～3級に該当すると、『県障』による医療費助成が受けられます。
- 福祉サービスの利用や交通費割引、NHK受信料や携帯電話の割引など生活に密着した割引があります。

## [身体障害者手帳]

### [デメリット]


- 『障がい者手帳』という言葉に心理的な抵抗を感じる事があります。

\* 何か差別をされるのではないか、といった不安を抱かれる場合もありますが、交付された方からそのようなお話を聞くことはありません。「もっと早く申請すればよかった」というお言葉の方が多いです。

## 私たちが身体障害者手帳をお勧めする理由

眼科領域においても、今の医学ではどうしても改善することができない疾病もあります。私たちは、低下していく視力や視野により、家に閉じこもりがちになったり、ふさぎこんだりすることが多くなりがちな患者様に対して、少しでも今の生活の質を落とさないように、生活の維持ができるようにお手伝いをしたいと考えています。





私たちは、福祉制度を有効活用できるように正しい知識を持ち、患者様の不安が少しでもやわらげるよう、気持ちに寄り添い、耳を傾ける姿勢で取り組んでまいります。

手帳のことなど、お聴きになりたい方は、遠慮なく職員にお声かけ下さい。職員からも該当しそうな方にお声かけをさせていただいております。  
よろしくお願い致します。